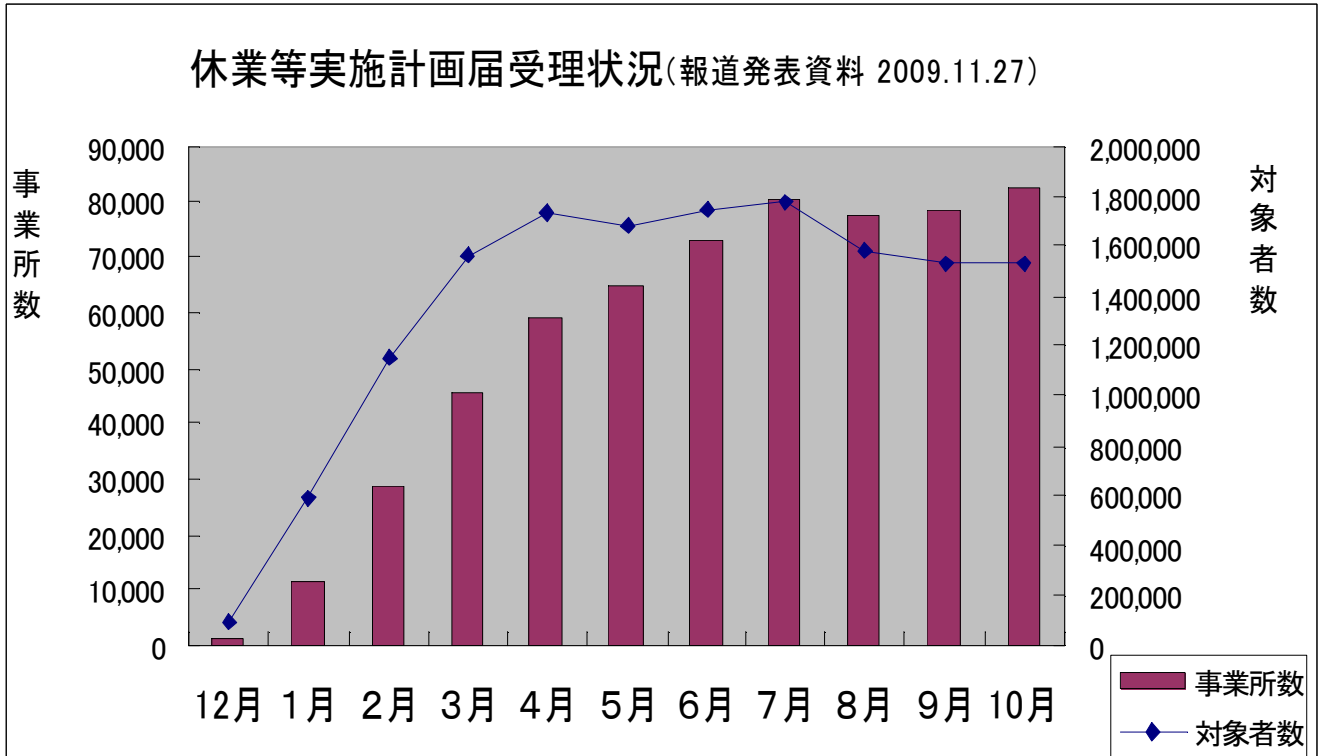


◆◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (10/2月号) (第59号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.fiki.ne.jp
 下関市長府中之町5-4 電話245-5034 ホームページ <http://www.6064.jp>

中小企業緊急雇用安定助成金の2年目以降の留意点等

中小企業緊急雇用安定助成金は、平成20年12月1日創設された制度です。昨年の12月でちょうど2年目を迎えました。不況が長引く中、2年目の継続を考えられる事業所も多いと思われます。創設以来、細かな変更点がありましたので、簡単にまとめてみました。



留意点	内容
①売上要件	従来の要件に加えて、直近3ヵ月の「売上高」等と比較して前々年同期が、10%以上減少かつ「赤字」(両方を満たすこと)
②助成額算定書の様式変更	休業手当の支払い基準が、平均賃金のように賃金の日割り計算時に暦日数を用いる場合は、前年度の年間所定労働日数の欄を365日として計算するようになりました。
③1年目を賃金締切期間の途中からスタートした会社の注意点	判定基礎期間の途中で1年目が終了となる場合、1年目の最後の計画届を提出の際に、2年目の売上要件を確認することで、要件を満たしていれば、2年目を継続した計画届とすることができます。売上要件を満たしていない場合は、1年目終了日までが支給対象となります
④継続して2年目に入らない会社の注意点	2年目の生産量要件を満たしていない場合又は2年目を継続しない場合は期間を空けた後、初回の計画届を提出する際に、再度、生産量要件を確認することになります
⑤様式第5号(3)休業教育訓練実績一覧表	様式第4号及び様式第5号((5))を統合します。(旧様式については、順次廃止)

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせていただきますので、何卒ご容赦下さい。

FAX番号 245-7166 不要 貴社名 _____